

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	測量用航空機「くにかぜⅢ」のエンジン修繕業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官代理国土地理院総務部長 木下 慎哉 茨城県つくば市北郷1番
契約締結日	平成29年 6月26日
契約の相手方の氏名及び住所	共立航空撮影株式会社 法人番号 6012401013623 東京都三鷹市大沢5丁目21番13号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	8,345,258円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	8,345,258円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、測量用航空機「くにかぜⅢ」のエンジン点検において明らかになった、飛行の安全を確保するうえで重要な部品の修繕を行うものである。 くにかぜⅢのエンジンは、製造元の「PRATT&WHITNEY CANADA」の海外工場にエンジン一式を送付し修繕を実施する必要があるため、通常の調達手続きにより実施した場合、早急に手続きを開始しても9月下旬頃の修理終了となる。 今年度のくにかぜⅢの運航計画で上記の修繕期間に予定している2地区の撮影については、時期を変更することができない。</p> <p>また、くにかぜⅢは、民間の航空測量用には搭載されていない、特殊なレーダ観測装置や映像伝送装置など、災害対策本部等において迅速な対応に必要な情報収集が可能である。</p> <p>更に、今回不具合が判明したくにかぜⅢの1,800時間点検については、既に共立航空撮影株式会社に委託して機体からエンジンを取り外しているところであり、共立航空撮影株式会社以外の者が本業務を実施する場合、部品の紛失のおそれや他者への部品の発送等含め業務期間が更に長期に及ぶことは明らかである。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計法令第102条の4第3号により、共立航空撮影株式会社と随意契約するものである。</p>
備考	